

地方公共団体実行計画（区域施策編）の標準構成案について

- 第1回検討会及び第1回技術WGにおける議論を踏まえて、以下のとおり区域施策編の標準的な構成案について整理した。
- これらの他に追加すべき事項があり得るか。
- 下表の対応・検討方針をとることとしてよろしいか。
- 地方公共団体の規模によって変えるべき点はどこか。

◆標準構成案

大項目	中項目	内容	検討会及び技術WGでの主な御意見	対応・検討方針	参考
1. 区域施策編策定の背景・基本的事項	(1) 地球温暖化対策を巡る動向	・地方公共団体にて地球温暖化対策を推進する背景情報			
	(2) 区域の特性	・区域の特性（目指す将来像や温室効果ガスの排出要因分析につながる）		①地域を取り巻くトレンド、地域固有の条件、及び地域社会を構成する要素の目線で整理すると有効ではないか。	資料2-2 P2
	(3) 区域の目指す将来像	・区域の目指す将来像（地球温暖化対策以外の視点も含む）	・地球温暖化対策・施策の検討に当たっては、複数のベネフィットが生まれうることを意識し、地域の利益につながることを伝えるべき。（第1回検討会）	②総合計画や都市マスタープランとの整合の取れるものとするために、区域として望ましい将来像を示すことが、重要ではないか。 ③区域の目指す将来像については、地球温暖化対策の視点だけでなく、その副次的効果にも注目するよう推奨したい。	
	(4) 区域施策編の基本的事項	・計画の位置付け（関連計画等との連携） ・計画期間 ・基準・目標年度 ・計画の推進体制	・例えば、総合計画の改定に合わせて区域施策編を改定すれば、温暖化施策を総合計画における各施策に織り込むこともできる。（第1回検討会） ・実効的な進行管理の体制構築の必要性をマニュアルに書いてはどうか。県市連携の一つとして、都道府県や温暖化センターが市の計画の体制構築に協力するのとも一案である。（第1回検討会）	④基本的事項として、計画期間や基準・目標年度だけでなく、他の行政計画等との連携や区域施策編の位置付けなどを示すこととしたい。 （実効的な進行管理の体制構築については、第3回検討会以降で検討する。）	
2. 温室効果ガス排出量の現状と将来推計	(1) 対象とする温室効果ガス	・対象とする部門・分野 ・対象とする温室効果ガス	・原則として、区域における「温室効果ガスの排出」の量を対象とすべき。（第1回検討会） ・一方で、自治体が影響を及ぼす範囲であれば、域外での貢献も対象となり得る。（第1回検討会） ・区域外の削減効果を評価するような独自の設定で行う場合、条件を説明することで許容するか、参考扱いにするか検討が必要。（第1回検討会）	⑤「区域の温室効果ガス排出量」として推計する対象と、「対策・施策の対象」は一般に同一視されがちであるが、区別して整理することとしたい。	資料2-2 P3、P6
	(2) 温室効果ガスの現状推計	・基準年度及び現状年度における区域の温室効果ガス排出量（部門・分野別）	・区域の温室効果ガス排出量としての推計対象は、「地理的な行政区域内の排出量のうち、把握可能かつ対策・施策が有効である部門・分野」を対象とする整理でよい。（第1回技術WG） ・現状推計に時間を掛けるのではなく、課題として把握されている部門・分野に対策・施策を実施すべきではないか。（第1回技術WG） ・地方公共団体職員がエネルギーや排出量の構成を理解し、実効的な対策・施策を設定するという観点で、現状推計は重要である。（第1回技術WG）	⑥各部門ごとの推計手法を複数示し、地方公共団体が選択できるように、選択条件の特徴を示すこととしたい。（詳細については技術WGで検討。）	
	(3) 温室効果ガスの将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）	・BAUケースの区域の排出量		⑦策定義務のない地方公共団体については、将来の温室効果ガスの排出構造の分析や、より精緻な目標設定に活用する際に推計する任意項目としてはどうか。	
	(4) 温室効果ガス排出の要因分析	・温室効果ガス排出の要因分析		⑧上記1.（2）区域の特性と合わせて、区域の温室効果ガスの排出構造の分析をすることで、対策・施策の立案に活用することとしてはどうか。	
3. 計画全体の目標	(1) 区域における温室効果ガス排出の削減目標	・総量目標	・総量目標は、「スローガン」としての位置付けや、行政の継続性の面からも必要。（第1回検討会） ・目標設定の方法については、現状で実施可能な対策・施策を積み上げていく方法もあれば、実施可能性を積極的に評価する野心的な目標設定、目指したい水準から設定する方法もある。これらの方法を併用することも有効ではないか。（第1回検討会） ・目標は、地方公共団体が独自に決めることで良いと思うので、国の26.0%減に準ずる目標と、意欲的な目標の二段階の目標があっても良い。（第1回技術WG） ・計画によってより良い地方公共団体にしていくという意識や、新しい産業を作る、レジリエンスが向上すること等につながるように目標設定や排出量推計を行わないと自治体のモチベーションも上がらない。（第1回技術WG） ・地方公共団体が目標を定める上で、国が設定した2030年度に2013年比26.0%減が前提としてあり、その上で各地域に何ができるかを考えることが重要と考えている。（第1回技術WG） ・小規模な市町村では、「人口1人あたり排出量」を目標としても良いのではないか。（第1回技術WG） ・目標設定の基礎となる推計作業等のために、過度な負担をかけるべきではない。（第1回検討会） ・目標設定の根拠や方法を明示することが重要。（第1回検討会）	⑨総量目標の設定に関して、特に策定義務のある地方公共団体については将来推計（BAUケース）を勘案する設定手法を推奨すると共に、他にどのような手法が取り得るか検討し、それらの特徴と共に選択肢として示すこととしたい。（方法論は技術WGで検討。）	資料2 P4
	(2) それ以外の目標	・部門別目標 ・部門別原単位目標 ・エネルギー消費量目標	・計画の理解を得るためには、総量目標だけでなく、市民にとって分かりやすく行動しやすい、色々な「尺度」での目標や指標があるとよい。（第1回検討会）	⑩総量目標以外の補足的目標を任意で設定するものとする。	資料2-2 P6
4. 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	(1) 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策	・区域の各主体が実施する対策 ・地方公共団体が行う施策（進捗管理指標含む） ・連携するべき他の対策・施策	・施策を打てる範囲及びその効果が現れる範囲が自治体によって異なるため、まずはそれぞれの施策について管理することが重要。（第1回検討会） ・地球温暖化対策・施策の検討に当たっては、複数のベネフィットが生まれうることを意識し、地域の利益につながることを伝えるべき。（第1回検討会）（再掲） ・総合計画をはじめとした様々な関連計画と連携するべき。（第1回検討会） ・条例を根拠とした計画や施策は強い。このため、条例についてもマニュアルで触れるべき。（第1回検討会） ・施策の在り方については、住民とのコミュニケーションを意識して策定することを原則とすべき。（第1回検討会）	⑪地球温暖化対策計画に即する観点から、地球温暖化対策計画に示された地方公共団体の講ずべき措置及び期待される施策例の一覧を示し、地域の自然的社会的条件に応じて検討いただいてはどうか。一方で、他部局において、地球温暖化対策を主たる目的としない施策についても、マルチベネフィットの観点から地球温暖化対策に組み込むことの検討を推奨してはどうか。 ⑫地球温暖化対策から生まれうる副次的効果及び連携すべき関連計画・施策について、さらなる議論を行いたい。（施策の実施に当たって課題となりうる事項も含む。）	資料2-2 P5 資料3
	(2) 対策・施策の目標	・対策・施策の目標	・地方公共団体の努力が見える進捗の評価・管理が重要であり、マニュアルではプロジェクト目標を強く推奨すべき。（第1回検討会） ・定量的な評価ができない施策も定性的に評価すべき。（第1回検討会）	⑬計画全体の目標に加えて、地方公共団体の努力が現れる指標として対策・施策の目標を設定することとしたい。	資料2-2 P6
5. 区域施策編の進捗管理	(1) 進捗管理	・進捗管理の実施方法		⑭総量目標による計画全体の評価と、対策・施策の目標による自治体の努力を現せる評価の2軸でチェックし、進捗管理を行ってはどうか。	